

静岡県告示第596号

静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定（平成4年静岡県告示第352号）の一部を次のように改正する。

平成29年7月28日

静岡県知事 川勝平太

改正前			改正後		
1 売りさばき人			1 売りさばき人		
名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置	名称（氏名）	所在地（住所）	売りさばき所の位置
(略)			(略)		
一般財団法人 静岡県交通安全協会菊川地区支部	菊川市加茂 2550番地	菊川市加茂2550番地 菊川警察署内	一般財団法人 静岡県交通安全協会菊川地区支部	菊川市加茂 5889番地	菊川市加茂5889番地 菊川警察署内
(略)			(略)		
株式会社静岡県富士自動車学校	富士市柚木207番地の1	富士市柚木207番地の1 静岡県富士自動車学校校内	株式会社キャリアドライブ静岡県富士自動車学校	富士市柚木207番地の1	富士市柚木207番地の1 静岡県富士自動車学校校内
(略)			(略)		
大井川農業協同組合	藤枝市緑の丘1番地の1	島田市岸町903番地 大井川農業協同組合六合支店内	一般社団法人静岡県安全運転管理協会	(略)	(略)
一般社団法人静岡県安全運転管理協会	(略)	(略)	(略)		
(略)			(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成29年7月31日から施行し、改正後の静岡県収入証紙の売りさばき人並びに元売機関及びその業務を行う店舗の指定1の表一般財団法人静岡県交通安全協会菊川地区支部の項は、平成28年3月24日から、同表株式会社キャリアドライブ静岡県富士自動車学校の項は、平成29年5月1日から適用する。